

平成27年3月31日

市内有料老人ホーム施設長 様

名古屋市健康福祉局

高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について

標題の件につきまして、次のとおり実施しますので、よろしくお願いします。

1 改正内容

(1) 防災対策の強化

ア スプリンクラー設備の設置（指針 4(2)関係）

有料老人ホームにおけるスプリンクラー設置に関する消防法令が改正され、平成27年 4月 1日から施行されます。

＜消防法令の改正内容＞

- ① 入居者の要介護状態区分が要介護Ⅲ以上の割合が入居定員の総数の半数以上である有料老人ホームは、スプリンクラー設備の設置が必要
- ② 平成27年 3月31日時点で①に該当する有料老人ホームは、経過措置期間内（平成30年 3月31日まで）にスプリンクラー設備の設置が必要

しかしながら本市では、昨年 8月14日に昭和区内の有料老人ホームで火災が発生し、今月 8日には緑区内の高齢者が多く入居する集合住宅で 2名が死亡、4人が負傷する痛ましい火災が発生しました。

また、社会福祉施設の近年の火災事例では、消防法令改正による基準強化を行ったにもかかわらず、その経過措置期間内に死傷者の出る火災が発生しています（別紙 1参照）。

以上のことから、入居者及び職員の生命又は身体の安全を確保し、本市における火災事故の再発を防止するため、消防法令に定める入居者の要介護状態区分及び経過措置の規定に関わらず、スプリンクラー設備については、確実に設置すること。

イ 避難訓練の確実な実施（指針 6(3)関係）

（ア）入居者及び職員の生命又は身体の安全を確保するため、次の避難訓練については、確実に実施すること。

① 年 2回以上、昼間及び夜間を想定した実地訓練

② 定期的に、施設平面図を利用したワーキング形式等での教育訓練

（訓練の実施に際しては、別紙 2を参考にしてください。）

（イ）避難訓練を実施した際には、実施状況、参加者の意見、次回に向けた課題等を集約した実施記録を備えること。

2 本通知の施行期日

平成27年 4月 1日から施行します。

3 その他

(1) 重要事項説明書への記載

スプリンクラー設備を未設置の有料老人ホームについては、重要事項説明書の指針不適合事項欄に「スプリンクラー設備未設置」と記載すること。

(2) 今後の名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

現在、厚生労働省が定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針の改正作業が行われており、平成27年 7月 1日施行予定であることから、これに伴い本市指針を改正する場合は、後日通知します。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係

TEL:052-972-3087 FAX:052-972-4147

E-mail:a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp